

## 1. 全国消費者団体連絡会（全国消団連）紹介

1956年創設 43団体（全国組織22，地方組織21）をネットワーク  
さまざまなテーマで、消費者の権利と利益を守るために活動している  
消費者啓発、情報提供、消費者相談、ロビー活動、調査・研究、リスコミ…

## ★被害回復の取り組み——1974年「灯油裁判」

石油会社による灯油の価格カルテルに対する訴訟（2件）

＊ かながわ生協と主婦連会員による98名の原告団

＊ 鶴岡生協の組合員1,300名の原告団

→準備手続き（3年間） 消費者大会等を通じて、運動の継続を支えた

1982年判決；敗訴

1985年判決；消費者の主張がほぼ認められた

## 2. 「集团的消費者被害救済制度について」意見提出（4.1） ※別紙

## (1)制度の必要性

＊ 消費者の権利としての救済制度

＊ 「被害救済」と「不当収益のはく奪」実現のためのいくつかの制度

## (2)制度設計

① 財産保全先行型の制度

② 集合型訴訟による制度

③ 行政による不当収益はく奪制度

## (3)集合型訴訟による制度の担い手

消費者団体が担い手として役割発揮するための制度整備

## (4)はく奪した不当収益の活用

はく奪しても返還されるあてのない資金による消費者被害根絶のための「基金」  
創設

## 3. 消費者団体の機能発揮

**消費者基本法第8条**「消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする」

**消費者団体の、消費者相談・ADR・消費者教育・啓発…事業を支援し、  
活性化させ、広げることが、一番の早道ではないか！**